

意見書案第 8 号

国土強靱化に資する社会資本整備等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

提出者議員	武	田	貞	行
賛成者議員	松	本	一	郎
〃	枝	廣	晴	基
〃	木	村	光	宏
〃	日	向	清	一
〃	猪	口	満	雅
〃	山	田	靖	廣

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も必要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
- 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
- 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
- 5 冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制を充実・強化すること。
- 8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先
衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

意見書案第 9 号

米国産馬鈴しょの輸入解禁反対等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

提出者議員	武 田 貞 行
賛成者議員	松 本 一 郎
〃	枝 廣 晴 基
〃	木 村 光 宏
〃	日 向 清 一
〃	猪 口 満 雅
〃	山 田 靖 廣

米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書

本道農業は専門的な農家が主体となり、畑作においては重要品目である４品目（麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ）を中心に輪作体系の確立を図りながら、特に馬鈴しょでは、生食・加工用をはじめ、でん粉工場とも密接な関係の下、地域経済・社会を支える基幹作物として重要な役割を果たすなど安全で安心な生産に努めている。

一方、生産現場では、いまだに侵入経路を解明できていないシロシストの防除対策に加え、種子馬鈴しょ農家の減少や原原種の萌芽不良などにより、持続的な種子生産に大きな支障を来している。

そうした中で、２０２０年３月に米国より、生馬鈴しょの輸入解禁要請が行われて以降、検疫協議が進められてきたが、今年９月で病害虫リスク評価の作業を終え、次のステージ（リスク管理）に進むとしており、輸入解禁は時間の問題ではないかと生産現場からは大きな不安の声が上がっている。すでに輸入が解禁されているポテトチップ加工用馬鈴しょでも、土壌を除去し、封印後密閉コンテナで輸送され、指定工場へ搬入・処理するなどの厳しい条件の下で輸入されている。

しかし、生食での輸入解禁は、汎用性が広がり新たな病害虫の侵入リスクを増大させるもので、安全・安心な国産馬鈴しょの供給体制をさらに困難な環境下に陥れ、国内生産に甚大な影響を与える危険性があり、到底受け入れられるものではない。

よって、国においては、米国産生馬鈴しょの輸入検疫協議において、食料安全保障の観点に立ち、国内生産に甚大な影響を及ぼさないよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 道内のシロシストの侵入原因を究明できていない現状にもかかわらず、生馬鈴しょの輸入は加工用の限定輸入以上に新たな病害虫の侵入リスクを高め、国内生産を崩壊させる危険があることから、絶対に輸入解禁を認めないこと。
- 2 米国産生馬鈴しょの植物検疫協議については、シロシスト防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮している中で、輸入解禁を見込んだ報道などにより生産現場に不安が広がっていることから、生産者に対して正確な状況説明を丁寧に行うこと。
- 3 近年の萌芽不良など種子馬鈴しょの品質低下に対して、現場に原因分析の情報共有を図るとともに、種苗管理センターへの国の財政支援の強化や種子管理の徹底、作付拡大に向けた種子の確保など、種子の安定供給体制を早急に構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和 ８ 年 ９ 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
経済産業大臣
農林水産大臣

意見書案第10号

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

提出者議員 武 田 貞 行

賛成者議員 松 本 一 郎

〃 枝 廣 晴 基

〃 木 村 光 宏

〃 日 向 清 一

〃 猪 口 満 雅

〃 山 田 靖 廣

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障を求める意見書

今、学校現場は教員希望者の減少に加え、病気休職者、20代、30代の離職者の増加など、深刻な教職員不足の状態にあり、子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）適用の教員については上限を守られない状態が現在も続いている。

また、学校の働き方改革の前進を図るとした政府の「骨太方針」が実現されたとしても、長時間労働解消に向けては十分とは言えない状態である。

教員の健康と福祉が守られていない現状の是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員の確保と定数改善などを策定・実施すべきである。また、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が急がれる。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 児童生徒に寄り添う時間を保障するため、国として教職員の負担軽減策を具体的に示すこと。また、部活動においては、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を含めた方向性を早急に示すこと。
- 2 一人一人の児童生徒に確かな学びを提供するため、教職員の確保・定数改善を実施すること。
- 3 児童生徒に確かな学びを提供する教職員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。
- 4 各教育委員会に対し、中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

意見書案第 11 号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の
抜本的強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日提出

提出者議員 武 田 貞 行

賛成者議員 松 本 一 郎

〃 枝 廣 晴 基

〃 木 村 光 宏

〃 日 向 清 一

〃 猪 口 満 雅

〃 山 田 靖 廣

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、国においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性のある以下の措置を速やかに講じるよう、強く求める。

記

1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先
内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

国土交通大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣